

# 第1回公営企業会計決算特別委員会会議記録

日 時 平成30年9月3日(月曜日)

午前11時17分 開会

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午後 1時24分 散会

## 付託事件

水道事業会計及び下水道事業会計決算に関する事項

### 1 本日の会議に付した事件

- (1) 委員長の互選について
- (2) 副委員長の互選について
- (3) 認定第2号 平成29年度水戸市水道事業会計決算認定について
- (4) 認定第3号 平成29年度水戸市下水道事業会計決算認定について
- (5) 今後の審査の日程等について

### 2 出席委員(12名)

委員長	大津亮一君	副委員長	綿引健君
委員	中庭次男君	委員	栗原文隆君
委員	高倉富士男君	委員	黒木勇君
委員	村田進洋君	委員	渡辺政明君
委員	内藤丈男君	委員	高橋丈夫君
委員	袴塚孝雄君	委員	松本勝久君

### 3 欠席委員(なし)

### 4 委員外議員出席者(1名)

議長 田口米蔵君

### 5 説明のため出席した者の職、氏名

下水道部長	白田敏範君	下水道部副部長	弓野憲一君
下水道管理課長	鬼澤英一君	下水道整備課長	松葉光隆君
下水道施設管理事務所長	渡邊裕寿君		
水道事業者 管理 者	檜山隆雄君	水道部長	伊藤俊夫君
水道部参事兼 経 理 課 長	青木貴君	水道総務課長	梶山哲君
料金課長	島孝夫君	水道整備課長	杉山健一君
給水課長	梶山学君	浄水管理事務所 所 長	川原井正浩君

6 事務局職員出席者

法制調査係長 富 岡 淳 君 書 記 武 田 侑 未 子 君  
書 記 嘉 成 将 大 君

午前11時17分 開会

○田口議長 引き続き、御苦勞さまでございます。

本日は、最初の公営企業会計決算特別委員会でございますので、初めに、正副委員長の互選をお願いし、委員会を進めていただきたいと存じます。

それでは、水戸市議会委員会条例等の規定に従いまして、年長の委員の方に臨時に委員長の職務をおとりいただき、まず委員長を選出いただきたいと存じます。

出席委員中、年長の方は、松本勝久委員でございますので、よろしくお願ひいたします。

〔臨時委員長 松本勝久君委員長席に着く〕

○松本臨時委員長 ただいまですね、年長のゆえをもって、暫時、臨時委員長という御指名をいただきましたので、御協力のほどをお願い申し上げたいと思います。

定足数に達しておりますので、これより第1回の公営企業会計決算特別委員会を開会させていただきます。

---

委員長の互選

○松本臨時委員長 それではですね、今、田口議長のほうからお話ございましたように、この委員会の委員長選出ということで入りたいと思っておりますけれども、どのような方法で委員長を決めるかお伺いをしたいと思います。

渡辺委員。

○渡辺委員 前例に倣って指名推選でお願いをしたいと思います。

○松本臨時委員長 今、渡辺委員のほうから指名推選ということで、意見がありましたけれども、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松本臨時委員長 それではですね、渡辺委員から氏名の発表をお願い申し上げたいと思います。

○渡辺委員 大津亮一委員さんを委員長に推薦したいと思います。

○松本臨時委員長 ただいま大津亮一委員が委員長という御指名をいただきましたけれども、これに皆さん御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松本臨時委員長 わかりました。それでは、ここに大津亮一委員長さんがおられますので、委員長と交代をさせていただきます。ありがとうございました。

〔臨時委員長 松本勝久君退席、委員長 大津亮一君委員長席に着く〕

---

委員長 大津亮一君就任挨拶

○大津委員長 ただいま委員長に選出されました大津でございます。

委員の皆様方の御協力をいただきまして、この大任を務めてまいりたいと存じますので、よろしく御協力のほどお願いをいたします。（拍手）

副委員長の互選

○大津委員長 それでは、次に副委員長の互選を行いたいと思いますが、どのような方法で行うか、お諮りいたします。

渡辺委員。

○渡辺委員 副委員長さんですね、指名推選でお願いできればと思います。

○大津委員長 ただいま渡辺委員から発言がありましたように、指名推選の方法により行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 それでは、御異議なしと認めます。

それでは、ただいま発言されました渡辺委員から推薦する方の氏名を発表していただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 お願いします。

○渡辺委員 私は、綿引健委員を推薦したいと思います。

○大津委員長 それでは、渡辺委員から綿引委員の御指名がありました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 御異議なしと認め、綿引委員が副委員長に当選されました。

ただいま当選されました綿引副委員長から就任の御挨拶をお願いいたします。

〔副委員長 綿引健君副委員長席に着く〕

---

副委員長 綿引健君就任挨拶

○綿引副委員長 ただいま副委員長に選出をされました綿引でございます。

大津委員長を支えてスムーズな委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、委員の皆様の御協力、よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○大津委員長 それでは、これより議事に入ります。

まず初めに、認定第2号 平成29年度水戸市水道事業会計決算認定について及び認定第3号 平成29年度水戸市下水道事業会計決算認定についてにつきましては、いまだ当特別委員会に付託されておりましたが、前例に倣い、執行部より順次、議案の説明を願います。

〔発言する者あり〕

○大津委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これまでは、議会前ですから正式に正副委員長さんを決めて、議会で報告をしていただいとという手続で終わったというふうに思うんですが、委員長さんのほうでおやりになりたいということであれば、私たちが選んだ委員長さんですから、それに従いたいとは思いますが、いかがでしょうか。

〔発言する者あり〕

○大津委員長 じゃ、袴塚委員さんの発言にあったような声が多いようなので、そのようなことで進めさせ

ていただきたいと思います。

[発言する者あり]

○**大津委員長** 中庭委員。

○**中庭委員** 前例は、委員長、副委員長の選任だけだと言っていましたけれども、去年の決算特別委員会の議事ではですね、議案説明をやったんです、今、言ったように。議案説明をちゃんとやったんですね。そうなっているでしょう、議事録では。私も見たんですけれども、議事録の中では、ただいまから説明を行いますということで鬼澤下水道管理課長とかさまさまの方がやっているんですよね。だから、きちんとやらなければ、いつ発言通告できるのかということになっちゃいますよ、これね。だからこれは決まりだから、ずっとこれまでやってきたんですから。ちゃんと説明してもらわなければ、できないですよ。

○**大津委員長** 村田委員。

○**村田委員** たまさか私はね、事情で去年特別委員会にいなかったんですけれども。しかしながら、前例前例と言っても仕方がないので、今回は委員会の諮りですから、委員長の諮りにお任せをしたいと思います。前段、委員長からですね、意見が多いようなので今日は互選で終わりたいということなので、そのようにしてもらえばありがたいと思います。よろしくお願いします。

○**大津委員長** 袴塚委員。

○**袴塚委員** すみません、委員長。私のほうの発言が先ほどですね、議会前のということでお話ししましたけれども、質問の内容にもかかわる部分もあると思いますので、今日の説明についてはですね、簡潔に説明をしていただきながら進めていただければというふうに、意見を訂正させていただきます。よろしくお願ひします。

○**大津委員長** 松本委員。

○**松本委員** それはね、皆さんの判断で今日やるのか、日程は決められて3日間とってあるわけでありましてから、その中で冒頭、説明を受けて、そして質問していくということがこれまで私も初めてで。今日、説明を受けるとするのは。ここでの質問の仕方などを先に決めておいて、通告制にするのか、どういうふうな方法で質問をしていくのか、無制限で1人で1時間もしゃべっていてもいいのか、そういうことを先に決めておかないと、この次の委員会で大変困るんじゃないかなと、私はそう思います。

ですから、先に決めるんだったら、今日はその質問の仕方、この委員会で、通告制にするのか、どういう方法で質問をするのか、それを決めるだけで私はいいかなというふうに思っています。

○**大津委員長** 整理をさせていただきます。

[発言する者あり]

○**松本委員** だから、正副委員長に質問の仕方を先に決めていただきたいと思います。

○**大津委員長** それでは、今、松本委員から発言がありました。

まず初めに、今後の審査の日程について、先に決めさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

今後の審査の日程等について

○**大津委員長** それでは、委員会の審査の方法についてであります。委員会審査の効率化を図るため、前例に倣い、委員の発言は通告制を採用し、通告順に各委員ごとに質疑を行ってまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**大津委員長** それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に、質疑時間についてでございます。前例に倣い、通告者1人当たりの持ち時間をおおむね1時間とし、通告者の質疑の後に行います関連質疑の取り扱いにつきましては、全ての通告を通しまして各委員1人当たりの持ち時間をおおむね10分間といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「委員長、今のことについて」と呼ぶ者あり〕

○**大津委員長** 中庭委員。

○**中庭委員** 私は、1時間に制限するというのは、おかしいと思います。やっぱり水道にしても下水道にしてもさまざまな問題があるわけですから、とても1時間ではできないということでもあります。

それで、今までも発言通告の方は数名程度でありますから、そういう点では、時間が余ってしまうということもあります。やはり、今の下水道の問題、水道の問題、例えば広域水道の問題や普及率の問題、料金値上げの問題、いろんな問題がありますから、そういう点では、ぜひ、1時間の制限というのはやめていただきたい。やっぱり、きちんと必要な時間は時間として決めていただきたいと思う。今まで、この公営企業会計決算特別委員会で時間制限していたんですか。

○**大津委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** 私はね、やっぱり今まで問題がなかったもので、今までどおりでいいと思います。

それともう一つね、委員長さんにお話ししておきたいのは、あくまでも、これは平成29年度の決算の認定なので、それに付随するさまざまな問題を掘り起こしたり、言ったり、そういうことで時間が延びるようなとき、また、全然テーマが外れているとき、そういうときにはしっかり委員長さんのほうから指示をしてもらわないと、決算委員会だということを忘れちゃって、何だか一般質問でもしているような話になってしまうときもあったような記憶がありますので、しっかりその辺のところをチェックしていただきたいと思います。

○**大津委員長** 中庭委員。

○**中庭委員** 去年の議事録を読みましたらば、時間の設定というのではないですよ、この議事録の中で。

〔発言する者あり〕

○**大津委員長** あるそうですよ。

○**中庭委員** 19ページにはどうするかということについてはありましたよ。3日間でどんなふう to 審議するかと。しかし、1時間にするというのはここに書いてないよ。

○**大津委員長** 前例に倣いということでは私は発言させていただいたんですけども。

○**中庭委員** 前例に倣いということであって、1時間というのには書いてないのよ、どこにも。書いてないで

すよ、議事録の中に。

[発言する者あり]

○大津委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 いろいろ意見はあると思うんですが、基本的に委員全員が論議に加わるという、そういう時間の想定をしながら委員長さんとしてはお進めいただかなければならない。

○大津委員長 はい。

○袴塚委員 御参加いただいている委員さんが全員発言した場合に、やっぱり3日間という中でね、時間制限というのは当然必要だろうと。したがって、今、委員長さんがおっしゃいましたように前例に倣いながら時間の制限を決定していただいて、そして、スムーズな委員会運営にしていきたい。お願いします。

○大津委員長 それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

次に、発言通告の提出期限でございますが、委員長宛てに9月6日木曜日、午後5時までに提出いただくということで、いかがでしょうか。

中庭委員。

○中庭委員 あのね、まだ説明がないんですよ。

[「今からやるよ」と呼ぶ者あり]

○中庭委員 だから、説明がないのに、発言通告の締め切りってないでしょうよ。そんなのは議会としてはね、前例がない。またあり得ないことでしょう。だって、執行部が何も説明していないのに。だから、発言通告をしてほしいなんていうのはね、あり得ないことですよ。

○大津委員長 それで、先ほど松本委員から先に今後の審査の日程について、まず先に諮ってくださいということで、進行上そのような形にさせていただきましたので、その後の私の采配をお聞きいただいた上で発言していただければと思います。

それで、9月6日午後5時までに提出いただくということで、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

[「ちょっとね」と呼ぶ者あり]

○大津委員長 それもだめですか。

中庭委員。

○中庭委員 委員会を開くのは何日ですか。

○大津委員長 18、19、20日の3日間。

○中庭委員 でしょう。だから、そうなればですね、6日というのは余りにも早過ぎる。で、明日が一般質問、代表質問の締め切りでしょう。そして、次の次の日に、現実的にはまた公営企業会計決算の通告の締め切りでは余りにも時間がないということなので、ぜひね、例えば9月10日とか、11日とか、12日とかにさせていただきたい。そうしなければ、議員がですね、余りにも過重ですよ、これ。

○大津委員長 松本委員。

○松本委員 この決算委員会ってのはさ、法律的には、この9月に何でもかんでもね、審査しなきゃならねえというわけではないんですよ。12月もあるし、3月もあるの。年度内に認めるか認めないか、それが認

められなかったならば、このまま県に上げれば、それでいいの。平成29年度のやつは。だから、これは法的に何でもかんでも審査を全部終わらせなきゃならねえという決まりというのは、基本的にありませんからね。ですから、そんなに焦らずね、やらなくたって構わないんだよ。私はそう思っているんだよ。だけれども、この3日間のうちに審査して、認定をしていくことが執行部側にとってもいいんだろうと思っていますのでね、まず持ち時間はきちんと守るということで、進行の状況を。ですから、それはもちろんもう決まったことだからいいとして、だから、今から議案の説明をするかしないかは、私は初めてで、当日はこういうことはなかったもんだから、3日間の日程の中の冒頭でいいんじゃないかと思ったんだけど、そのために資料が出ていて、議案の自宅審議というのもあるんだから、6日の締め切りをどうするかと。例えばだよ、それをずらすかとか。そのための議案の自宅審議というのは、明日から休みでしょうよ。私はそう思っているから、今日はいいのかなと思っただけ。でも、それでは一般質問や代表質問の中のかかわりがあるという方もいらっしゃるんで、その大ざっぱな、簡単にだよ、今日やるとすれば。私も100歩譲って、やるとすれば。どっちみちもうお昼になっちゃうから、休憩になっちゃうから、やるんだったら午後からのほうがいいよ。

○大津委員長 村田委員。

○村田委員 私はね、議案にかかわる問題もあるかもしれないけれども、基本的にそれぞれの委員さんがね、この内容的なものを質問しようというものは精査しています。精査してなきゃおかしい。

したがって、議案にかかわる問題であったとしてもね、委員長は当初、最初に諮ったように今日はこれまでに終わらせていただいて、それで3日間の予定の中できちんと説明をしてもらえば、私はいいと思っていますんですよ。どうしてもやるとなれば、今日は午後になってしまうけれども、私は基本的にね、またさっきの話に戻って申しわけないけれども、この質問時間だって、通告の質問で1時間というのはね、私は従来、長いと思っている。そうすると、基本的には30分でいいと思うの。そして、その中で関連質問でね、これを全員がやったら10分で何時間になると思う。関連質問があったら、10人が全部やったときには大変な時間になっちゃうんですよ。

〔「30分でいいよ」と呼ぶ者あり〕

○村田委員 そう。私はね、そういう発想を持つてる。

私が言っているのは、もう決まった話かもしれないけれども、私は1時間でも長いと思っている。それで、精査するならばきちんとね、それぞれの関連質問もあるから、やはりね、時間的に切っておかないと。基本的な問題は、私は長いということを言っておきます。

私たちはね、質問がないものに対しては自分で自分なりに勉強してね、それなりに理解しているものに対しては、やっぱり聞いているほうだから、これは大変なことなんです。これはね、しゃべっている人間よりも聞くことの疲れというものもある。委員だから当たり前だと言われればそうだけれども、基本的にはそういうことだって一つあるということもね、懸念していただいて、大体私は30分でいいんじゃないかということもありますので、よろしくをお願いします。

○大津委員長 高倉委員。

○高倉委員 私、今、委員長のほうでお諮りいただいた案で、基本的に前例を踏襲してよろしいのかなとい



うふうに思います。

選出いたしました委員長ですから、委員長の判断に私は委ねたいというふうに思います。

○大津委員長 高橋委員。

○高橋委員 過日の行財政改革調査特別委員会でも、水道事業と下水道事業を一本化しようというような話がありました。それを12月議会に条例提案をするということで、その下水道部と水道部が活発な議論を展開するのは、その後でもいいと思うんですよ。

この決算委員会というのは、先ほども渡辺委員とか、村田委員がおっしゃいましたように、既にこの予算は執行されているんです。この予算がいかに公平に公正に、そして平等に使われたかということが、この決算委員会の論点の一番大きな問題はそこにあると思うんですよ。

ですから、それを1時間やったとしてもね、長過ぎると思うんですよ。それに今度は関連質問者が1人10分ずつやったら、1人当たり1時間が2時間にも3時間にもなる可能性があるんです。

ですから、いかに公平に公正に平等にこの予算が執行されたかということを勘案すれば、やはり質問時間の1時間というものは、もう一回、再検討すべきであるというふうに思うんです。それで、12月の特別委員会でも提案されますけれども、その後でも活発な議論をする展開は幾らでもあるんですから、その中でそのような方向で決めていくのが、私はベターな方法ではないかと思うので、委員として、意見として述べておきたいと思います。

○大津委員長 中庭委員。

○中庭委員 私ね、1時間の制限も、そのこと自体がまず問題だと思うんですけれども、30分といたらね、それこそこの下水道の問題、上水道の問題、2つの問題について、議論するわけですよ。また、議会というのはね、私たち市民の負託を受けて、どういう問題点があるのか、また、どういう改善をすべきなのかということはこの決算の資料の中で議論するんですよ。

だから、議論の発言時間を制限してしまうということは、議会の自殺行為だというふうに思いますので、私はね、1時間はちゃんと保障すべきだと思うし、前回だって質問したのは、4、5名でしたよね。だから、十分時間はあるんですよ。だから、その時間を最大限に私たち議員はやっぱり活用して、市民の皆さんの意見を反映するというのが議会の役割なんですよ、これは。

だから、その点でぜひですね……

○渡辺委員 あのね、もう時間が経過しているので、その時間の問題よりも、今日ね、午後、説明をするのかしないのか、それだけ先に決めてください。

○大津委員長 それでは、すみません。まとめさせていただきます。

それぞれに貴重な意見をいただいたわけでございますけれども、先ほど、今は9月6日の午後5時までに提出かどうかというお話だったんですが、その前段で決めさせていただいた1時間で、なおかつ関連質疑が10分ということで、また戻ってしまったものですから、そこは皆様方の御発言をしっかりと受けとめながら、1時間ではあっても簡潔に質問をしていただきながら、その限られた時間の中でまとめていただくというような形で、前段で決めていただいた部分はそういうふうな形にさせていただきながら、9月6日の午後5時までという部分に関しては、先ほど来、話がありましたさまざまな御意見等も含めまして、前例

に倣って、9月6日に決めさせていただくことで進めさせていただきます。よろしく願いいたします。

次に、前段でありました、認定第2号 平成29年度水戸市水道事業会計決算認定について及び認定第3号 平成29年度水戸市下水道事業会計決算認定につきましての議案の説明でございますが、簡潔に説明をいただいて、そのような形で進めさせていただきたい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 午後からやりますか。

〔「午後」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 はい。それでは、午後1時から簡潔に説明を願いたいと思います。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時43分 休憩

---

午後 1時 2分 再開

議案説明

○大津委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

それでは、認定第2号 平成29年度水戸市水道事業会計決算認定について及び認定第3号 平成29年度水戸市下水道事業会計決算認定についてにつきましては、いまだ当特別委員会に付託されておりませんが、前例に倣い、執行部より順次、簡潔に議案の説明を願います。

○伊藤水道部長 それでは、認定第2号 平成29年度水戸市水道事業会計決算認定について、お手元の議案書⑦平成29年度水道事業会計決算書により御説明いたします。

2ページ、3ページをお開き願います。

平成29年度水戸市水道事業決算報告書でございます。

(1)の収益的収入及び支出のうち上段の収入から御説明いたします。

第1款の水道事業収益につきましては、決算額、右から3列目は61億4,287万1,398円で、予算に対する調定率は100.09%でございます。

第1項の営業収益は、水道料金、受託工事収益、加入金などでございます。

第2項の営業外収益は、東日本大震災にかかわる臨時庁舎賃借料などに対する一般会計補助金でございます。

第3項の特別利益は、原子力損害補償金でございます。

次に、収益的支出について、御説明いたします。

第1款の水道事業費につきましては、決算額、右から4列目、54億8,789万700円で、予算に対する執行率は94.41%でございます。

第1項の営業費用は、浄水場及び配水管等の維持管理費、検針、収納関係経費、減価償却費などでございます。

第2項の営業外費用は、企業債の利息などでございます。

第3項の特別損失は、過年度の水道料金、還付金などと、第4項の予備費につきましては、決算額はござ

いません。

次に、4、5ページをお開き願います。

(2)の資本的収入及び支出のうち上段の収入から御説明いたします。

第1款資本的収入につきましては、決算額、右から3列目は22億1,640万7,864円で、予算に対する執行率は88.57%でございます。

第1項の企業債は、配水管整備事業及び改良事業に対する建設事業債でございます。

第2項は、復興まちづくり支援事業に対する一般会計出資金、第3項は、耐震化事業に対する国庫補助金、第4項は、消火栓設置に対する一般会計負担金、第5項は、災害復旧などに対する一般会計補助金、第6項の工事負担金は、公共下水道工事等に対する負担金、第7項の固定資産売却代金は、車両の売却代金でございます。

次に、支出について、御説明いたします。

第1款資本的支出につきましては、決算額、右から6列目、41億5,331万5,677円で、予算に対する執行率は77.67%でございます。

主なものは、第1項の建設改良費と第2項企業債償還金で、建設改良費は配水管整備事業、負担事業、施設改良事業費などと、企業債の元金償還でございます。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額の補填額の内訳を掲載したものですので、後ほどお目通しをお願いします。

決算報告については、以上でございます。

○青木水道部参事兼経理課長 次に、6ページをお開き願います。

6ページから15ページまでは財務諸表でございます。

平成29年度水戸市水道事業損益計算書について、御説明いたします。

1の営業収益の決算額は、52億7,701万5,641円でございます。

2の営業費用の決算額は、48億4,125万7,945円でございます。1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は、4億3,575万7,696円でございます。

3の営業外収益の決算額は、4億4,698万5,255円でございます。

4の営業外費用の決算額は、3億6,525万9,077円でございます。営業利益にただいまの営業外収支を加えました経常利益は、5億1,749万2,044円でございます。

次に、5の特別利益の決算額は、12万5,280円でございます。

6の特別損失の決算額は、147万7,905円でございます。したがって、経常利益にただいまの特別損益を加えました当年度純利益5億1,613万9,419円が当年度未処分利益剰余金でございます。

次に、8ページと9ページの平成29年度水戸市水道事業剰余金計算書について、御説明いたします。

剰余金計算書につきましては、後ほど13ページで御説明いたします貸借対照表の資本の部全体の資本金と剰余金の平成29年度の増減内訳を記載したものでございます。詳細につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、10ページをお開き願います。

平成29年度水戸市水道事業剰余金処分計算書について、御説明いたします。

剰余金処分計算書につきましては、条例に基づきまして、当年度末残高の未処分利益剰余金を減債積立金及び建設改良積立金へ積み立てを行うものでございます。詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、11ページの平成30年3月31日現在、平成29年度水戸市水道事業貸借対照表について、御説明いたします。

資産の部でございますが、1の固定資産の決算額は、(1)有形固定資産、(2)無形固定資産を合わせまして514億1,661万797円でございます。

2の流動資産の決算額は、37億2,095万8,436円でございます。1の固定資産と2の流動資産を合わせました資産の合計は、551億3,756万9,233円でございます。

次に、12ページをお開き願います。

負債の部でございますが、3の固定負債の決算額は、202億1,958万677円でございます。

4の流動負債の決算額は、28億6,069万3,592円でございます。

5の繰延収益の決算額は、125億5,385万7,586円でございます。

3の固定負債合計、4の流動負債合計、5の繰延収益合計を合わせました負債合計は、356億3,413万1,855円でございます。

次に、資本の部でございますが、6の資本金の決算額は、179億2,758万2,072円でございます。

7の剰余金の決算額は、資本剰余金と利益剰余金を合わせまして15億7,585万5,306円でございます。

6の資本金と7の剰余金を合わせました資本合計は、195億343万7,378円でございます。したがって、負債合計と資本合計を合わせました負債資本合計は、551億3,756万9,233円でございます。

次に、14ページから15ページの注記につきましては、財務諸表を作成するに当たり採用しました会計処理の基準等になっております。お目通しをお願いいたします。

財務諸表については、以上でございます。

次に、ページを返していただきまして、17ページからは平成29年度決算附属書類になりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上が、平成29年度水道事業会計決算書の説明でございます。よろしく申し上げます。

○白田下水道部長 続きまして、認定第3号 平成29年度水戸市下水道事業会計決算認定について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書⑨の平成29年度下水道事業会計決算書のほうから御説明させていただきます。

議案書⑨の2ページ、3ページをお開き願います。

平成29年度水戸市下水道事業決算報告書になりますが、(1)収益的収入及び支出のうち、まず上段の収入でございますが、第1款下水道事業収益につきましては、右から3番目になりますが、決算額93億6,275万690円でありまして、予算に対しましての執行率100.85%でございます。

主なものといたしまして、第1項の営業収益でございますが、こちらは下水道の使用料収入などでございます。

第2項の営業外収益につきましては、一般会計からの負担金となっております。

第3項の特別利益につきましては、過年度損益修正益でございます。

次に、下段の収益的支出でございます。

第1款下水道事業費につきましては、右から4列目になりますが、決算額91億1,036万6,003円でありまして、予算に対しましての執行率は98.13%でございます。

第1項の営業費用につきましては、管渠、下水道処理場などの維持管理費などがございます。

第2項の営業外費用につきましては、企業債の利息などがございます。

第3項の特別損失につきましては、過年度の下水道使用料の還付金などがございます。

第4項の予備費につきましては、充当はありませんでした。

ページを返していただきまして、4ページ、5ページをお開き願います。

(2)資本的収入及び支出のうち、まず上段の収入でございますが、第1款資本的収入につきましては、右から3列目になりますが、決算額59億4,679万2,657円で、予算に対しましての執行率は88.05%でございます。

主なものといたしまして、第1項の企業債につきましては、整備に充てるための企業債となっております。

第2項の他会計出資金につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

第3項の国庫補助金につきましては、整備事業費に充てるための国からの補助金でございます。

第4項負担金及び分担金につきましては、下水道事業受益者負担金、分担金及び一般会計からの繰入金となっております。

次に、下段の表の支出でございますが、第1款資本的支出につきましては、決算額、こちらが右から6列目になりますが、96億8,323万2,961円で、予算に対しましての執行率は92.95%でございます。

第1項の建設改良費につきましては、管渠建設改良費などございますが、関係機関との調整によりまして、5億7,851万8,000円を翌年度に繰り越すとともに、継続費に係る通次繰り越しといたしまして1億3,380万円を繰り越したものでございます。

第2項の固定資産購入費につきましては、マンホールポンプ制御盤用地の購入になります。

第3項の企業債償還金につきましては、企業債の元金償還でございます。

第4項の予備費につきましては、充用はございませんでした。

なお、欄外につきましては、資本的収入額が資本的支出額に不足する額37億3,644万304円の補填額の内訳を掲載しております。

決算報告につきましては、以上でございます。

○鬼澤下水道管理課長 続きまして、6ページをお開き願います。

6ページから15ページまでは財務諸表となっております。

平成29年度水戸市下水道事業損益計算書について、御説明いたします。

1の営業収益の決算額は、39億4,182万9,675円でございます。

2の営業費用の決算額は、72億1,477万485円でございます。1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は、マイナス32億7,294万810円でございます。

3の営業外収益の決算額は、50億4,210万1,947円でございます。

4の営業外費用の決算額は、17億2,700万5,578円でございます。営業利益にただいまの営業外収支を加えました経常利益は、4,215万5,559円でございます。

次に、5の特別利益につきましては、1億2,258万9,138円でございます。

6の特別損失につきましては、7,044万5,702円でございます。経常利益にただいまの特別利益及び特別損失を加えました当年度純利益は、9,429万8,995円でございます。この当年度純利益が当年度未処分利益剰余金となります。

次に、ページを返していただきまして、8ページと9ページの平成29年度水戸市下水道事業剰余金計算書につきましては、後ほど御説明いたします貸借対照表における資本の部の資本金と剰余金の平成29年度の増減内容を記載したものでございますので、お目通しを願いたします。

次に、10ページをお開き願います。

平成29年度水戸市下水道事業剰余金処分計算書について、御説明いたします。

当年度末の剰余金の処分につきましては、10ページの表の右端の未処分利益剰余金につきまして、その全額を水戸市下水道事業の設置等に関する条例第4条の2の規定により、減債積立金に積み立てを行うものでございます。

次に、11ページをごらんください。

平成30年3月31日現在、平成29年度水戸市下水道事業貸借対照表について、御説明いたします。

資産の部でございますが、1の固定資産は、(1)有形固定資産、(2)無形固定資産を合わせまして1,610億4,579万809円でございます。

2の流動資産につきましては、25億1,885万6,481円でございます。

1の固定資産と2の流動資産を合わせました資産の合計は、1,635億6,464万7,290円でございます。

負債の部でございますが、3の固定負債につきましては、767億7,711万5,341円でございます。

次に、12ページをお開き願います。

4の流動負債につきましては、69億8,960万6,758円でございます。

5の繰延収益につきましては、542億4,136万2,967円でございます。

3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益を合わせました負債合計は、1,380億808万5,066円でございます。

次に、資本の部でございますが、6の資本金につきましては、243億3,981万7,412円でございます。

次に、13ページをごらんください。

7の剰余金は、資本剰余金と利益剰余金を合わせまして、12億1,674万4,812円でございます。

6の資本金、7の剰余金を合わせました資本合計は、255億5,656万2,224円でございます。

したがって、負債合計と資本合計を合わせました負債資本合計は1,635億6,464万7,290円でございます。

次に、14ページ、15ページの注記につきましては、財務諸表作成時の重要な会計方針や貸借対照表等関連について記載してございます。お目通しをお願いいたします。

財務諸表については以上でございます。

この後、19ページ以降につきましては、決算附属書類となりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○**大津委員長** 以上で、執行部の説明は終わりました。

次に、決算審査に係る追加資料の請求について、お諮りいたします。

追加資料の請求は、発言通告書と同様、委員長宛てに9月6日木曜日、午後5時までに提出いただくということでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**大津委員長** それでは、9月6日午後5時までに提出をお願いいたします。

なお、発言通告書及び資料請求書の記載に当たりましては、水道事業会計と下水道事業会計のどちらを示す内容か区別できる記載としていただきますよう御協力願います。

次に、委員会の審査日程が本日を除き3日間となっておりますので、今後の審査の日程や発言通告の進め方等につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**大津委員長** 中庭委員。

○**中庭委員** 私はね、正副委員長一任はいいんですけども、ぜひ現場視察ね、これをできないかと。例えば、下水道施設、あるいは上水道施設、これについてですね、ぜひこの日程の中に入れていただいて、私も前に若宮の下水道処理場に行ったことがありました。

ですから、ぜひね、委員会としても行って、今どういふふうになっているのか、見ていきたいと思っておりますので、委員長の御判断に任せますけれども、よろしくお願ひしたいと思うんです。

○**大津委員長** 現地視察につきましては、正副委員長一任という形でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**大津委員長** それでは、そのようにさせていただきます。

なお、次回の委員会は、9月18日火曜日午前10時から開催させていただきます。

それでは、本日の委員会は、この程度をもちまして散会させていただきます。

御苦労さまでした。

午後 1時24分 散会